

# 名家連ニュース

令和5年6月30日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.935号

## 厚生労働省 第5回社会保障審議会年金部会の概要 ①

青木聖久氏(日本福祉大学教授・全国精神保健福祉会連合会理事)から情報提供です。  
『今週の月曜日(26日)に、厚労省の社会保障審議会・年金部会において、障害年金がテーマに議論されています。資料では、①精神の障害(精神・発達・知的障害)、②内部障害、③外部障害の新規裁定をした人の割合が示されています。



pixta.jp - 27457257

それによると、障害年金全体(基礎・厚生年金を合わせて)では、  
①66%、②13%、③21%。

障害基礎年金(国民年金)では、

①79%、②6%、③15%。\*小数点以下を四捨五入。

圧倒的に、精神の障害が占める割合が大きくなっているのです。

また、①(精神)及び②(内部)の割合が大きくなっていることから、実態をふまえ、今後の方向性をいかにするのか検討されていくようです。ぜひ、共有なさってください。』

以上の情報を受け、名家連事務局で社会保障審議会年金部会の資料から、再学習を兼ねて概要を連載いたしますので参考にして下さい。なお、詳しくは下記 URL を検索して下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_230626.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html)

## 障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金



### 1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日(以下「障害認定日」という。)に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注)保険料納付要件(以下のいずれか)を満たしていることが必要。

① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

### 2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注)20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから

次ページに続きます

所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

### 3. 年金額（令和5年度）※67歳以下の方（新規裁定者）の場合

〈1級障害の場合〉993,750円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額

〈2級障害の場合〉795,000円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子…各228,700円 第3子以降…各76,200円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

## 障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金



### 1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

### 2. 年金額



〈1級障害の場合〉（報酬比例の年金額×1.25）+ 配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉（報酬比例の年金額）+ 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉（報酬比例の年金額）（但し、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。義、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

## ◆◆◆ 名家連事務局より ◆◆◆

### 20歳前初診日による無拠出制の障害基礎年金の所得制限

所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

つまり、精神障害があり、働いて得る収入が所得制限額を下回れば、全て2級相当とすべきであるという「名家連の年金改革」の主張の根拠がここにあります。